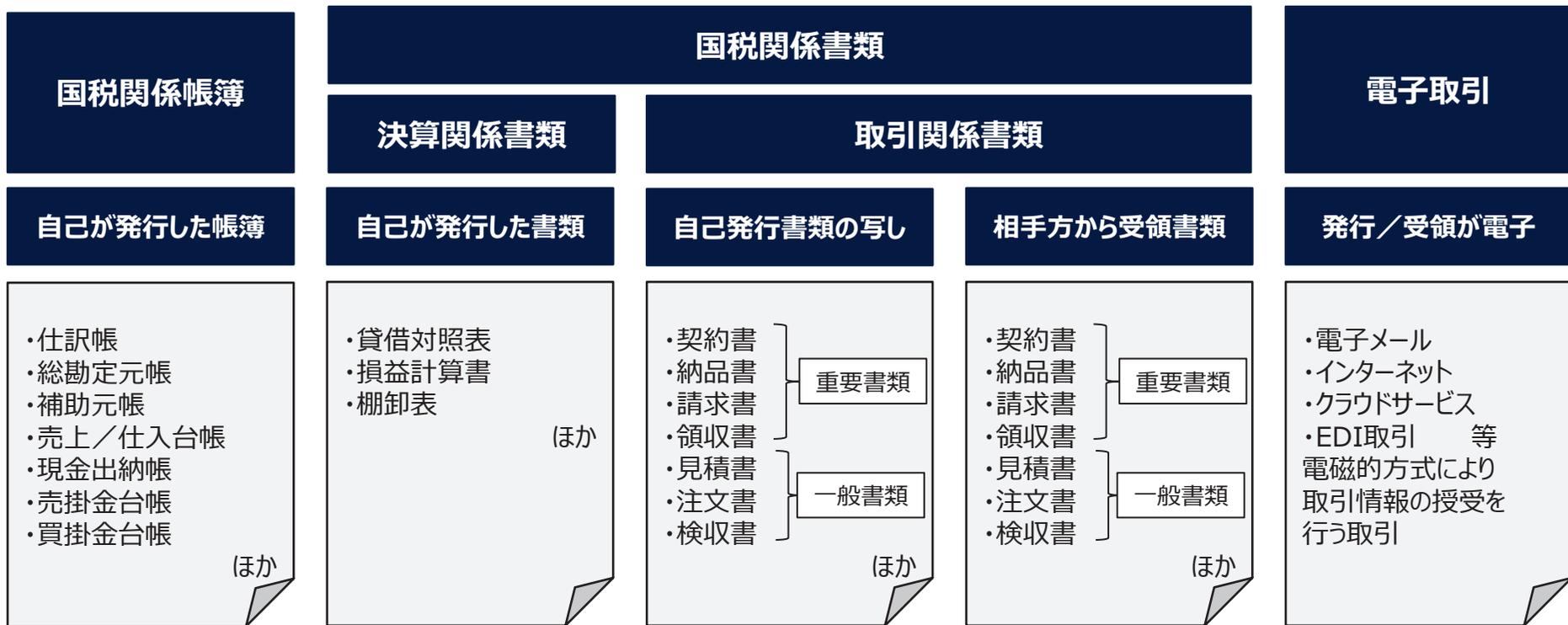


# 「電子帳簿保存法」とは【図解】



## 自己作成帳簿書類の電磁的記録による保存（4条1項、2項）

自己が一貫して  
電子で発行

## スキャナ保存（4条3項）

電子保存が義務化

## 電子取引電子保存（7条）

紙 or 電子

新猶予措置の整備  
2024年1月より

# 電子取引の電子保存に関する新猶予措置(2024年1月1日から)

令和4年度税制改正における宥恕措置は、適用期限である2023年12月31日の到来をもって廃止となります。

令和5年度税制改正において、2024年1月以降、システム対応を相当の理由により行うことができなかった事業者については、従前行われていた出力書面の保存に加え、データのダウンロードの求めに応じることができるようにしておけば、検索機能の確保の要件等を不要としてそのデータの保存を可能とする、新たな猶予措置が整備されます。

なお、この猶予措置は、本則に基づく恒久措置となります。

## ➡ 新猶予措置を受けるには？

### 【条件1】

電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存要件に従って保存をすることができなかったことについて相当の理由があると、税務署長が認めること

⇒しかし、申請等、特段の手続きは不要

### 【条件2】

税務職員の求めに対して、電子取引の取引情報について、ダウンロードに応じることができ、出力書面(整然とした形式及び明瞭な状態で出力されたものに限る)の提示又は提出できること

## 参考) 電子取引とは

電子取引とは、「取引情報の授受を電磁的方式により行う取引」をいいます。  
以下の取引は、すべて電子取引に該当します。

- ① 電子メールにより請求書や領収書等のPDFファイルを受領しました。
- ② インターネットのホームページから請求書や領収書等のPDFファイルをダウンロードしました。
- ③ クラウドサービスを利用し、電子請求書や電子領収書を受領しました。
- ④ クレジットカードの利用明細データ、交通系ICカードによる支払データ、スマートフォンアプリによる決済データ等のクラウドサービスにより請求書や領収書等を受領しました。
- ⑤ EDIシステムを利用しています。
- ⑥ ペーパレスFAXで請求書や領収書等のPDFファイルを受領しました。
- ⑦ 請求書や領収書等のデータを DVD等の記録媒体を介して受領しました。